

随意契約理由書

工事名：桜坊池改修（31）工事

本工事は、岸和田市作才町ほかにある老朽化したため池「桜坊池」において、ため池の決壊による被害を未然に防止するため、平成30年度より全面的な改修を実施しているものです。

本工事はため池北側の市道包近流木線（以下、「市道」という。）が唯一の進入路となっていますが、令和元年度、岸和田市が都市計画道路整備工事と併せ交差点改良及び市道拡幅工事を行うこととなり、本工事進入路と施工場所が重複します。

また、市道拡幅工事においては市が一般交通を片側規制して行うこととなっています。

本工事と市道拡幅工事を同じ時期に別々の業者が施工すると、

- ・本市道は狭小で見通しが悪く、資材搬入時の工事車両誘導と片側規制の誘導を別々に行うと、一般交通の障害となる恐れもあり、安全性の確保に問題が生じる。
 - ・また交通誘導を行政間で調整しても現場間で円滑に運用できず、無用のトラブルを発生させ、ひいては工事の遅延に繋る。
 - ・万一、施工中に一般交通の事故等が発生した場合の責任範囲が複雑。
- などの点で安全かつ円滑な工事施工が期待できません。

そこで、本工事を安全、円滑に進めるためには、岸和田市が既に契約している市道拡幅工事の施工業者である「城東建設株式会社」に一括して施工させるしかありません。

以上のことから本工事は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）により、「城東建設株式会社」から見積書を徴収するものとし、その見積価格が予定価格内であった場合、同社と随意契約を締結したい。